

令和5年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業に係るQ & A

Q & Aの内容は、[令和5年6月6日現在](#)のもので、地域医療介護総合確保基金に係る厚生労働省との協議等により、取扱いが変更になることがありますので、あらかじめご了承ください。

1 補助事業の概要

Q1 補助対象となる事業はどのようなものか。

A1 介護施設等における新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防止する観点から、下記の事業が補助の対象となります。

① 簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業

介護施設等において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、居室等に簡易陰圧装置を設置又は簡易陰圧装置を据えるとともに簡易的なダクト工事等を行う事業

② 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業

ア ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための事業

イ 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症等が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う事業

ウ 家族面会室の整備等経費支援

介護施設等において、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備するための事業

③ 多床室の個室化に要する改修費支援事業

介護施設等において感染が疑われる利用者同士のスペースを空間的に分離できるよう、多床室を個室化するための改修を行う事業

Q2 補助対象施設の要件はあるか。

A2 東京都の補助事業の対象となるのは、以下の介護施設等のうち、原則として、定員が30人以上の広域型施設等となります。

- a 特別養護老人ホーム及び併設される短期入所生活介護事業所（※1）
- b 介護老人保健施設（併設される短期入所療養介護事業所を含む）
- c 介護医療院（併設される短期入所療養介護事業所を含む）
- d 介護療養型医療施設
- e 養護老人ホーム
- f 軽費老人ホーム（ケアハウス・軽費老人ホームA型・軽費老人ホームB型）
- g 有料老人ホーム

h サービス付き高齢者向け住宅（※2）

※2 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合は、定員規模を問わない。

i 短期入所生活介護事業所（特別養護老人ホームに併設されるものを除く）

j 短期入所療養介護事業所（介護老人保健施設、介護医療院に併設されるものを除く。）

ただし、多床室の個室化に要する改修費支援事業については、「d 介護療養型医療施設」「h サービス付き高齢者向け住宅」「j 短期入所療養介護事業所」を除きます。

Q3 定員29人以下の介護施設等は、補助対象とならないのか。

A3 下記に掲げる定員29人以下の地域密着型施設等については、区市町村を経由する間接補助となります。所在地の区市町村が補助事業を実施する場合に限り、補助を受けることができます。補助事業の実施の有無や補助の要件等については、各区市町村にお問い合わせください。

k 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される短期入所生活介護事業所（※1）

※1 併設される短期入所生活介護事業所については、定員規模を問わない。

l 介護老人保健施設（併設される短期入所療養介護事業所を含む）

m 介護医療院（併設される短期入所療養介護事業所を含む）

n 介護療養型医療施設

o 軽費老人ホーム（ケアハウス、都市型軽費老人ホーム）

p 有料老人ホーム

q サービス付き高齢者向け住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）

r 短期入所生活介護事業所（特別養護老人ホームに併設されるものを除く）

s 短期入所療養介護事業所（介護老人保健施設、介護医療院に併設されるものを除く。）

t 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護事業所）

u 小規模多機能型居宅介護事業所

v 看護小規模多機能型居宅介護事業所

w 生活支援ハウス

ただし、多床室の個室化に要する改修費支援事業については、「n 介護療養型医療施設」「q サービス付き高齢者向け住宅」「s 短期入所療養介護事業所」を除きます。

Q4 開設準備中の施設等は、補助対象となるか。

A4 当該補助事業は、現に利用者への処遇を行っている施設等を対象としており、開設前の施設等は、対象外となります。

なお、開設後であっても、開設日より前に締結した契約等に基づく事業は対象外になること、休止中の施設や事実上利用者を受け入れていない居室等は対象外になることに留意してください。

Q5 同一施設において、「簡易陰圧装置の設置」「ゾーニング環境等の整備」「多床室の個室化」の複数の事業を行うことは可能か。

A5 それぞれの補助要件を満たす場合は、同一施設において、複数の事業の補助申請を行うことができます。ただし、事業ごとに経費を明確に区分してください。

なお、過去に補助を受けた事業の取扱いについては、Q19、Q31、Q37を参照してください。

Q6 補助事業を実施する期間に要件はあるか。

A6 令和5年6月6日以降に契約を締結し、履行期限が令和5年6月6日から令和6年3月31日までのものを補助対象とします。

契約日又は業務開始日のいずれかが令和5年6月6日以前のもの、履行期限が令和6年4月1日以降の場合は補助対象となりません。

また、令和5年度の補助対象として交付決定を受けた経費であっても、令和6年3月31日までに事業が完了しなかったものは、補助金を受けることはできません。

なお、事業の完了とは、契約内容の点検・確認までを終了していることをいいます。委託事業者から発送された商品の到着日（納品日）や工事の完了検査等が令和6年4月1日以降である場合は、令和6年3月31日までに事業が完了したとは認められませんのでご注意ください。

Q7 この補助事業を活用して、簡易陰圧装置の設置等を行った場合、感染疑いのある者を受け入れることを求められるのか。

A7 この補助事業は、重症化しやすい高齢者が多い施設等の中で、新型コロナウイルス等の感染症への感染が疑われる者が発生した場合に備え、感染拡大のリスクを低減するための環境整備を支援するためのものです。

感染疑いのある地域の方を受け入れることは、補助の要件ではありません。

2 簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業について

Q8 簡易陰圧装置の設置場所の要件はあるか。

A8 居室（※）、静養室又は医務室（以下「居室・静養室」という。）に設置した場合に限り、補助対象となります。

なお、各居室への設置にあたっては、利用者の避難経路を妨げたり、居住性を損なったりすることがない場所に設置するようにしてください。

※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所においては宿泊室。

Q9 「簡易陰圧装置の設置」の補助額はどのくらいか。

A9 4,320,000円に簡易陰圧装置の設置台数（居室・静養室に設置したものに限る。）を乗じた額と、補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額を補助します（補助率10/10、千円未満切捨）。

Q10 「簡易陰圧装置の設置」の補助対象経費はどのようなものか。

A10 簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費、工事事務費が対象となります。工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費（備品購入費は含まれない。）の2.6%に相当する額が限度となります。

なお、簡易陰圧装置を建物に固定する工事を伴わない場合の機器設置料、交換用フィルターの費用や

メンテナンス費用等の簡易陰圧装置の設置後に必要となるものは、補助の対象とはなりません。

また、補助対象となる経費に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費となります。補助事業完了後に、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、速やかに都に報告してください。

Q11 補助対象となる簡易陰圧装置に係る基準はあるか。

A11 特に基準は設けていませんが、居室・静養室を陰圧状態にできる適切な装置を設置してください。

なお、室内全体を対象としない陰圧ブースや陰圧テント等も補助対象となります。

また実績報告時に、簡易陰圧装置の稼働により空間が陰圧となっていることが分かる資料（差圧計による測定結果等）をご提出いただきます。

※感染者又は感染の疑いのある方が過ごす居室・静養室を陰圧装状態にすることを目的に設置するものであることに鑑み、体調のすぐれない利用者が静養できる環境を確保できるものとしてください。

Q12 可搬式の陰圧ブースや陰圧テントなどを整備する場合、設置する場所をあらかじめ特定しないと補助対象とならないか。

A12 平面図に「通常は倉庫に保管し、感染が疑われる入居者が発生した場合に、当該居室に設置する」など、想定される使用方法を明記してください。居室・静養室で使用されることが確認できれば、補助対象となります。

Q13 普段は空気清浄機として使用し、必要に応じて陰圧装置として使用するものは対象となるか。

A13 通常時に、空気清浄機として使用することを目的とする場合は対象外となります。

空気清浄機としての用途が主体の製品、付属品をつけることにより簡易陰圧装置としても使うことができる製品は、原則として対象外です。ただし、陰圧機能分の金額を明確に按分することができる場合は、陰圧機能に係る部分のみを補助対象とすることができます。

Q14 補助対象となる簡易陰圧装置の台数に制限はあるか。

A14 居室・静養室1室あたり1台（※）、かつ、介護施設等の定員を上限とします。

なお、居室への設置にあたっては、避難経路や居住性を妨げることがないように配慮するとともに、固定の装置を設置することが難しい場合には、静養室や医務室への設置や可搬式の装置（陰圧ブース等）の活用を検討するなど、施設内の感染拡大防止に必要な適切な台数としてください。

※多床室についても1室あたり1台が補助上限となります（機器の性能上、1室に複数台の簡易陰圧装置を設置する場合であっても、補助対象となるのは1台のみ）。ただし、「多床室の個室化に要する改修費支援事業」等を活用して、天井まである壁面・扉等で他の区画と空間的に分離できる場合は、1床あたり1台とすることができます。

また、室内全体を対象としない簡易陰圧装置（一床のみを囲うブース式の簡易陰圧装置など）を設置する場合は、当該ブース等で囲うことのできる区画につき1台（ブース内に空間的に分離された複数の区画があり、区画ごとに1床ずつ隔離することができる場合に限り、当該区画につき1台）を補助上限とします。

※ 当該補助金を活用して設置した簡易陰圧装置については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、目的外の使用、譲渡、交換、撤去、廃棄等はできませんのでご注意ください。耐用年数を経過する前に、財産処分をする場合は、原則として補助金を返還していただきます。

Q15 簡易陰圧装置をリースする場合であっても補助対象となるか。

A15 リース契約の場合は、補助対象外となります。

Q16 簡易陰圧装置の配送・設置料は、補助対象経費の備品購入費に含まれると解してよいか。

A16 契約先の事業者が直接納品する場合であって、配送料・設置料も含めて適切な価格競争（Q42 参照）が行われている場合に限り、補助対象経費となります。また、簡易陰圧装置を建物に固定する工事を伴わない場合の機器設置料は、補助の対象とはなりません。このため、見積書等の内訳においては、配送料・設置料の個々の代金を明確に示してください。

なお、当該補助事業の補助を受けたときは、簡易陰圧装置の耐用年数を経過する前に、設置した居室等からの撤去（別の場所への移設を含む。）等を行う場合、財産処分の対象となりますので、御注意ください。

Q17 簡易陰圧装置を稼働させるために、排気の調整等ダクト工事以外の工事が必要になる場合、その工事費は補助対象になるか。

A17 原則として、簡易的なダクト工事のみが補助対象であり、簡易陰圧装置を設置・稼働させるために必要不可欠な工事に限り、補助の対象となります（必要最低限のものに限る）。簡易的なダクト工事以外の工事が補助対象となるかどうかは、その必要性や代替性等を踏まえ、個別に判断させていただくことになります。

なお、感染予防のためのパーテーションの設置、壁クロスの張替え、電気設備工事など、簡易陰圧装置の設置にあたり、必要不可欠でない工事は、補助対象となりません。

Q18 陰圧の効果を高めるために、居室の入り口に前室を設置する工事費は対象になるか。

A18 当該陰圧装置を設置するにあたり、前室工事が一体不可分である場合に限り補助対象となります。前室工事がなくても陰圧装置が機能する場合は補助対象外となります。

Q19 令和2～4年度に、簡易陰圧装置の設置に係る経費の補助を受けた施設について、令和5年度の補助を申請することができるか。

A19 「令和2年度介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業」、「令和3年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業」又は「令和4年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業」において、簡易陰圧装置の設置経費の補助を受けた施設は、令和5年度の補助を受けることはできません。

3 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業について

Q20 「ゾーニング環境等の整備」の補助額はどのくらいか。

A20 それぞれの事業について、以下のとおり計算します。

- ・ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援
1,000,000 円に改修箇所数を乗じた額と、補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額を補助します(補助率 10/10、千円未満切捨)。
- ・従来型個室・多床室のゾーニング経費支援
6,000,000 円に改修箇所数を乗じた額と、補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額を補助します(補助率 10/10、千円未満切捨)。
- ・家族面会室の整備等経費支援
3,500,000 円と補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額を補助します(補助率 10/10、千円未満切捨)。1 施設で複数の面会室を整備する場合でも、上限額の 3,500,000 円は変わりません。

Q21 「ゾーニング環境等の整備」の補助対象経費はどのようなものか。

A21 ゾーニング環境を整備するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費、工事事務費が対象となります。工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費(備品購入費に相当する費用は含まない。)の 2.6%に相当する額が限度となります。

なお、工事を伴わない備品購入のみを目的とした事業は、原則として、補助対象外です。

また、補助対象となる経費に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費となります。補助事業完了後に、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が 0 円の場合を含む。)は、速やかに都に報告してください。

Q22 「ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援」において、ユニット入口の前のスペース等に一時的に玄関室を設置する場合も補助対象となるか。

A22 可動の壁やパーテーション、ブース型の物品等により、一時的に玄関室を整備する事業も補助対象となりますが、設置に当たっては、廊下幅等の施設基準を順守するほか、利用者の安全が十分に確保できるものとする必要があります。なお、玄関室の設置は建物設備の変更に該当しますので、変更届等の提出について、事前にご相談ください。

また、当該事業により整備した玄関室を撤去したり、別の場所で利用したりする場合には、財産処分の手続きが必要となります。

Q23 「従来型個室・多床室のゾーニング経費支援」については、「感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修」とされているが、居室以外のスペースの改修費は対象となるか。また、1 か所あたりで補助基準額が設定されているが、箇所数はどのように数えるのか。

A23 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援については、従来型個室・多床室の施設において、感染者と非感染者の動線を分離するために行う改修を対象とし、居室以外のスペース(廊下、トイレ、浴室等)の改修も対象となります。

ゾーニングに当たっては、廊下やトイレ・洗面所等において、感染者と非感染者が接触しないようにする必要がありますので、居室以外の部分についても必要な改修を行い、感染症発生時には、動線を明確に分離できるようにしてください。

また、「1か所」とは、感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離するための改修を行う区画全体を指します。

Q24 「家族面会室の整備等経費支援」では、どのような事業が対象となるか。

A24 2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等が対象となります。

ただし、補助の対象となるのは、常設の家族面会室として整備するものに限りです。

Q25 「家族面会室の整備等経費支援」において、併設施設と共用する「家族面会室」を整備する場合、それぞれの施設で申請することはできるか。

A25 併設施設と共用で使用する「家族面会室」を整備する場合は、主たる施設のみで申請してください。

なお、併設の施設で共用している家族面会室を複数か所整備する場合は、補助対象となる家族面会室や経費が重複しないことを前提に、各施設・事業所で1か所ずつ補助申請をすることができます。

Q26 「家族面会室の整備等経費支援」において、空調設備を新たに設けるなど、関連して必要となる工事は補助対象となるか。

A26 Q24に掲げたもの以外の工事が補助対象となるかどうかは、その必要性や代替性等を踏まえ、個別に判断させていただくことになります。

なお老朽化した設備の更新や、床や壁クロスの張り替え等の工事は補助対象外となります。

Q27 「家族面会室の整備等経費支援」において、備品（机・椅子等）の購入は補助対象となるか。

A27 補助対象となる備品は対面による飛沫防止対策として必要なものに限られるので、机・椅子等は補助対象外となります。また、飛沫感染防止対策として設置するものであっても、持ち運び可能な空気清浄機等、面会室以外で使用する事が可能なものは、原則として補助対象外となります。

Q28 「家族面会室の整備等経費支援」において、施設内の空きスペースの一部を区切り、一時的に面会室とする事業も補助対象となるか。

A28 可動の壁やパーティション、ブース型の物品等により、施設内の空きスペース（廊下、エントランスホール等）を区切り、家族面会室とする事業については、常設の面会室として整備する場合に限り補助対象とします（移動・移設が可能なものは固定することが必要）。

なお、新たに家族面会室を設置する場合や拡張する場合は、建物設備の変更に該当しますので、設置に当たっては、廊下幅等の施設基準を遵守するとともに、事前に許認可に係る所管部署にご相談ください。

また、当該事業により整備した家族面会室を撤去したり、目的外利用したりする場合には、財産処分

の手続きが必要となります。

Q29 複数の「ゾーニング環境等の整備」の事業を行うことは可能か。

A29 ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置又は従来型個室・多床室のゾーニング経費支援と家族面会室の整備等を合わせて行うことは可能です。

Q30 ゾーニング環境等の整備に伴い、施設定員の変更が生じる場合、何か手続きが必要か。

A30 施設定員を変更する場合は、所在地の区市町村の同意を得たうえで、東京都の認可を受けることが必要です。また、補助金を受けて整備した施設の場合は、定員数が減少となることで、財産処分の手続きが必要となることも考えられます。

定員の変更を伴う改修を実施される場合は、事前にご相談ください。

Q31 令和3年度又は令和4年度に、感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業の補助を受けた施設について、令和5年度の補助を申請することができるか。

A31 「令和3年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業」又は「令和4年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業」において、感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業の補助を受けた施設は、原則として、令和5年度の補助を受けることはできません。ただし、下記に掲げる場合については、同一施設であっても補助対象となります。

- ・令和3年度又は令和4年度に、「ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援」又は「従来型個室・多床室のゾーニング経費支援」を実施した施設において、「家族面会室の整備支援事業」を実施する場合
- ・令和3年度又は令和4年度に、「2方向から出入りできる家族面会室の整備支援事業」を実施した施設において、「ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援」又は「従来型個室・多床室のゾーニング経費支援」を実施する場合
- ・令和3年度又は令和4年度に、「ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援」又は「従来型個室・多床室のゾーニング経費支援」を実施した施設において、令和5年度において、感染症対策を強化すべき相当な理由があり、かつ、過去に補助を受けた区画とは別の区画を対象とする場合

4 多床室の個室化に要する改修費支援事業について

Q32 補助対象となる個室化改修は、どのようなものか。

A32 各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の利用者と空間的に分離・遮断されることを前提となります。可動式の壁等は認められますが、天井から隙間が空いていることは認められません。

また、施設等の余裕スペース（空き部屋、静養室等）を改修して個室化する場合も対象となります。

Q33 個室化した後の一人あたりの面積について基準はあるか。

A33 1人当たりの面積基準については、スプリンクラー設備の設置の位置との関係などにより様々な工夫

が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていればかまいません。

Q34 「多床室の個室化改修」の補助額はどのくらいか。

A34 978,000円に個室化する床数を乗じた額と、補助対象経費の実支出額とを比較して、低い方の額を補助します(補助率10/10、千円未満切捨)。

Q35 「多床室の個室化改修」の補助対象経費はどのようなものか。

A35 個室化改修のために必要な工事費又は工事請負費、工事事務費が対象となります。工事事務費は、工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額が限度となります。

なお、当該費用に係る消費税及び地方消費税も補助対象経費となります。補助事業完了後に、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、速やかに都に報告してください。

Q36 個室化することに伴い、スプリンクラーや空調設備、収納棚等を新たに設けるなど、関連して必要となる工事は補助対象となるか。

A36 間仕切りを設置する以外の工事が補助対象となるかどうかは、その必要性や代替性等を踏まえ、個別に判断させていただくことになります。

Q37 令和2～4年度に多床室の個室化の補助を受けた施設が、令和5年度の補助を受けることができるか。

A37 「令和2年度高齢者施設等の防災減災対策推進事業」、「令和3年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業」又は「令和4年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業」において、多床室の個室化改修に係る補助を受けた施設については、補助を受けることはできません。

ただし、令和5年度において、感染症対策を強化すべき相当な理由があり、かつ、過去に補助を受けた居室とは別の多床室を個室化する場合はこの限りではありません。

5 補助金交付に係る手続き等について

※ こちらに記載の手続きは、都から直接補助金を交付する広域型施設等(Q2参照)が対象となります。定員29人以下の介護施設等の取扱いについては、所在地の区市町村にご確認ください。

Q38 同一法人が運営する複数の施設で設置する場合、施設ごとに申請しなければならないか。

A38 東京都の補助対象となっている介護施設等(Q2参照)については、令和5年度において、1法人につき1回の申請になりますので、複数施設で事業を実施する場合には、必ず、全施設分をまとめて申請してください。ただし、事業計画書等は施設ごとに作成していただく必要があります。

なお、複数施設の契約を法人で一括して行い、施設ごとの費用の算出が困難な経費(工事事務費等)

がある場合は、合理的な理由で按分するとともに、その内容が確認できる資料を添付してください。

Q39 「令和2年度介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備の設置に係る経費支援事業」、「令和3年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業」、「令和4年度高齢者施設等の感染症対策設備整備推進事業」の補助を受けたが、令和5年度の補助を受けることができるか。

A39 過去に補助を受けた施設と別の施設であれば、補助を受けることができます。

また、同じ施設であっても、異なる事業に関する補助であれば、補助を受けることができます。令和2～4年度に補助を受けた施設における取扱いについては、Q19、Q31及びQ37を参照してください。

Q40 補助の申請はいつ行えばよいか。

A40 当該補助金の交付スケジュールは下記のとおりです。

補助事業の実施を予定している場合は、以下の交付申請期限までに、交付申請書類を、東京都福祉保健局 高齢社会対策部施設支援課あてに郵送してください。

<補助スケジュール（予定）>

| | |
|-----------|------------------------------------|
| 交付申請期限 | 令和5年7月28日（金曜日） [必着] |
| 交付決定通知発出 | 交付申請期限から2か月程度 |
| 実績報告書提出期限 | 原則補助事業完了後10日以内（遅くとも令和6年4月10日（水）まで） |
| 額の確定通知発出 | 実績報告書を受領した日から2か月程度 |
| 補助金の支出 | 額の確定後1か月程度 |

※上記スケジュールは、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

Q41 補助事業に係る契約締結はいつ行えばよいか。

A41 当該補助事業については、感染症予防の観点から、早急に対応することが必要であることが想定されるため、令和5年6月6日以降の契約であれば、補助対象となります。

ただし、補助が受けられない可能性もあること、補助が受けられる場合でも補助金交付要綱に基づき都が認めた経費（交付決定額）が補助上限額となることに留意してください。

Q42 契約の手続き等について要件はあるか。

A42 一般競争入札に付するなど、東京都が行う契約手続きの取扱いに準じる必要があります。

正当な理由がなく下記基準によらない契約を行った場合（予定価格が50万円を超えない場合を除く）は、補助の対象外となります。

契約形態が一般競争入札以外である場合は、実績報告書提出の際に、理由を示していただきます。

単に法人の経理規定で認められている、メーカーから直接購入などは、正当な理由と認められません。また、新型コロナ等、感染症のクラスターが発生した、もしくは発生する恐れがあるなどの理由についても、今年度は正当な理由と認められません。

なお、入札が、適正に行われたかを確認するため、入札の公告方法が分かる資料（ホームページ掲載時のハードコピーなど）を提出していただきます。

<東京都の基準>

- ・原則として一般競争入札
 - ・以下の場合には競争入札によらず、相手方を複数選んで、見積り合わせをすることで契約締結することが可能（下記の基準価格は、単価ではなく、契約の総額によるものであること）
 - ア 工事又は製造の請負価格が250万円を超えないもの
 - イ 財産の買入価格が160万円を超えないもの
- ※ 競争方法の入札によらず、売買、請負契約を行うにあたって、社会福祉法人等の経理規定等で上記の基準額よりも厳しく定めている場合は、当該法人等の定めによること。

Q43 交付決定後、やむを得ない事由により計画を変更する場合に必要な手続きはあるか？

A43 交付申請書に提出した「事業計画書」の内容を変更する場合（設置する機器や施工内容・場所を変更する場合等）には、事前に相談のうえ、変更交付申請書を提出してください（入札等の結果、金額だけが変わる場合は変更交付申請を行う必要ありません）。

なお、計画の変更に伴い、対象経費が増額になった場合でも、施設ごとに提示した交付決定額が変更交付決定額の上限となりますので、ご注意ください。

変更交付申請書の提出は、令和6年2月末までに提出してください。補助金の支給に支障が生じるため、3月以降の受付はできません。

Q44 実績報告はいつまでに提出が必要か。

A44 原則として、補助事業完了後10日以内（遅くとも令和6年4月10日（水曜日）まで）に都の指定する様式にて実績報告書を提出してください。

なお、交付決定前に、補助事業が完了している場合は、交付決定通知を受領後10日以内に、実績報告書を御提出ください。

Q45 補助事業完了とは、いつの時点か。

A45 交付決定を受けた事業に係る施工・設置が完了し、当該契約の内容の点検・確認が終了した時点となります。複数の施設等で補助事業を実施している場合には、交付決定を受けた全ての事業が完了した時点から、10日以内に実績報告書を提出してください。

なお、都への実績報告書提出の際に必要となりますので、事業完了の際には、納品書・完了届等の確認書類を必ず徴収し、保管してください。

また、事業完了後は速やかに当該事業に係る支出を行い、領収書を保管してください。

Q46 補助対象経費の支払時期に期限はあるか？

A46 契約書等の定めに基づき、速やかに支払いを完了してください。なお、補助対象経費に消費税及び地方消費税を含む場合は、消費税仕入控除税額報告書を令和7年6月までに都に提出できるよう、支払いを完了させる必要があります。

Q47 領収書を徴収する必要はあるか。

A47 支払の事実を確認できる領収書は必ず徴収し、保管してください。ただし、口座振込等により支払う場合は、請求書及び振込の事実が確認できる書類に変えることができます。

Q48 現地調査は行われるか。

A48 実績報告書提出後、必要に応じて現地調査を実施いたします。現地調査の結果、交付決定の内容に反する実態が確認された場合、交付決定を取り消すことがあります。

Q49 補助金は、いつ頃交付されるか。

A49 実績報告書を審査した上で、補助事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めた場合は、補助額の確定を行い、その内容を通知します（実績報告提出後概ね2か月程度）。
補助額の確定通知発出後、1か月程度（遅くとも令和6年5月末まで）で交付する予定です。

6 その他

Q50 他の補助金と重複した申請は可能か。

A50 他の公的制度の対象となっている事業、他の制度により補助されている事業は補助対象となりません。補助対象内容が同一の補助金を重複して受けることはできませんので、どの補助金を活用するかよく検討してください。

Q51 事業年度終了後、導入した装置を処分したり、更新したりする場合に必要な手続きはあるか。

A51 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けることなく、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、撤去し、又は廃棄することはできません。
耐用年数以内に上記の財産処分を行う場合は、原則として、残存期間に係る補助金を返還していただきます。

Q52 来年度も引き続き事業実施されるか？

A52 来年度以降の実施については未定です。

※ここに示したものは、主な注意事項です。申請にあたっては、要綱を必ずご確認ください、都の指定する様式によって必要書類をご提出ください。

【交付申請書の提出先】

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎26階
東京都福祉保健局 高齢社会対策部 施設支援課 感染症対策設備整備推進事業担当

※ 郵送【**締切日必着**】により提出してください（来庁による持ち込みは一切受け付けません）